

# 日本語教育と言語政策

## ～異文化との交流から共生へ～

Japanese-language Education and Language Policy:  
From cultural exchange to cultural co-existence

嘉数勝美 (元台湾国立政治大学専任招聘教授)

KAKAZU Katsumi, former Contract Professor, National Chengchi University, R.O.C.

キーワード：グローバル化、共生

### 問題意識

筆者は、80年代から国際文化交流の枠組みの中で日本語教育に携わってきた。しかし、それは異言語・異文化間における相互理解を増進しなければならないという国家的命題に応じた1つの手段としてであって、当時の日本社会における日本語そのものの様態や動態とは、関わりのないものだった。いわば「交流の時代」の日本語教育は、グローバル化の機運にも恵まれたのだろう、量的には一定の目的を達成し、今は質的な改善に注力されている。

一方、グローバル化は日本社会の在り方にも大きな影響を及ぼしつつあり、国内において様々な出自を持つ外国人との共生が次第に現実味を増してきている。この際、最も身近で、しかも深刻な問題として表面化するものの1つが、言語問題である。オーストラリアなど異言語・異文化間における人々の共生を前提とする国々では、同化的ではない言語政策が講じられている。しかし、<自ら共生を欲しているわけではない>日本政府は、現状でも、また近い将来にも、新来の人々に「日本語使用」を求める同化主義的な対策をとることがあっても、日本語以外の言語の社会的受容(公的な使用の保証)を図る政策への顧慮は、ほとんどないようだ。そうであるなら、少なくとも「共生の時代」に相応しい日本語教育の整備が急がれるのではないだろうか。

#### 1. 相互理解のための日本語教育 ～外に向けて

海外における日本語教育を基幹事業の1つとする国際交流基金の創設に至る直接的要因と目的は、1960年代の高度経済成長期に顕在化した日米貿易摩擦と、その解消にあった。すなわち、米国の日本理解が不足しているのが摩擦の一因ならば、文化交流を通じて改善を図るべきだとする政策的な判断による。1972年の発足時には、文化交流を日本理解増進の手段とするならば、対象は全方位が望ましいとして、米国はもとより、とりわけ近隣諸国との間での事業展開が積極的に図られることとなり、日本語教育がその1つの基軸となった。日本語教育の整備は飛躍的に進み、80年代後半の好景気や、追って顕著になったグローバル化とも相まって、90年代以降の発展は、画期的な現象と言ってもよい。筆者は、1997年から2001年のシドニー勤務で、その只中にいた。日本とは年来の強い経済的結びつきをもち、そのうえに最も今日的な言語政策を実施するオーストラリアであればこそ、日本語教育の最大の隆盛を目撃できたのである。言い換えれば、日本自身の努力によってではなく、オーストラリア自身の先駆的かつ理想的な言語政策あってこそこの賜物だったのだ。

#### 2. 相互理解のための日本語教育 ～内に向けて

日本社会では、90年代半ば以降景気の低迷が続く一方、少子・高齢化による労働力の不足という深刻な事態に歯止めが掛からない状況が続いている。90年の出入国管理法の改正を契機に急増した日系人労働者だけではなく、その後2008年以降の経済協力協定(EPA)に基づくインドネシアやフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者の受入れが、名目はいずれにしろ、その状況の打開策と密接な関係があるとするのが大方の見解である。彼ら外国人労働者は、必然的に長期在留することとなり、それぞれの地域社会の成員との共生、言うまでもなく、日本語による社会生活(同化)を余儀無くされる。しかし、前者にはそれぞれの母語による限定的な言語サービスが、運が良ければ受けられるという程度でしか保証されておらず、日本語教育は二の次以下というのが現状である。彼らの子女に至っては、義務教育が保証されているわけでもなく、運良く就学の機会に恵まれても、必ずしも日本語教育の補完が十分ではなく、時には母語と日本語との間での「言語的クライシス」に苛まれかねない境遇に置かれてしまう。日本社会との共生、相互理解の増進どころではなく、アイデンティティの迷走や喪失という危機にさえ曝されかねない。他方、後者には来日の前後の一定期間に一定レベルの日本語を習得することが義務付けられ、日本語に同化できなければ、技量と意志があろうと、日本での就労そのものが認められない、完璧なまでの言語的同化策が講じられている。このように政府の対応が二分されるものの、両者において徹頭徹尾共通して貫かれている方針(政策)は、日本への同化、そして当然のように日本語への同化無しには、彼らが長期在留の資格(権利ではない)を得ることはないという現実である。そもそも、「在留」は「移民」とは全く異なる法的概念であり、歴史上、日本政府が「入り」の移民政策を提唱したこともなければ、近い将来にそれを講じる必要性を感じているようでもない。先頃政府は、2020年の東京オリンピック開催に向けてのインフラ整備を喫緊の課題として、とりわけ労働力が不足している土木建設の職域における外国人労働者の大量受入れを推進する方針を明らかにした。しかし、その際付言されたのは、それが純粋に経済・労働政策として取り組まれるものであり、移民政策との誤解を与えぬよう留意すべしという、露骨なまでの「積極的移民無用論」の表明である。

### 3. グローバル化と共生の顕在化、そして言語政策

グローバル化は、好むと好まざるに拘らず、いまや個々人の日常生活にも及ぶ流れであり、これまで考えてもみなかったアイデンティティの混在と、それに起因する摩擦や軋轢が顕在化することをも意味する。したがって、地域社会における公共性すらグローバル化しないとも限らない。その意味で、様々なアイデンティティと不可分の言語が、その種類の数だけ公共性を帯びる可能性をも否定できない。＜言語は公共財である＞であるという認識と、それに対する配慮は、多言語が共存する社会においては必須である。筆者は、オーストラリアの言語政策と、今最も注目されているヨーロッパ評議会による言語政策 CEFR とに、優れて日本が参照すべき理念と具体化が見られるとして、2005年、当時在職中の国際交流基金において「JF日本語教育スタンダード」の策定を主唱し、同スタンダードは、2010年にその第1版が完成した。必ずしも組織的コンセンサスではないが、私にとってその作業は、単に日本語教育の理念や方法論の整備に止まらず、多言語化する国際社会での＜日本語使用の「第三の場」＞を念頭に置いたものでもあった。

グローバル化と無縁ではられない日本国内でも、遠からず本格的な言語政策が講じられなければならない状況と環境が現出する、と考えたからにほかならない。

#### 参考文献

- 嘉数勝美 (2011) 『グローバル化と日本語教育政策—アイデンティティとユニバーサリティの相克から公共性への収斂』 (ココ出版)
- 川上郁雄 (2006) 『移動する子供たちと日本語教育』 (明石書店)